

平成31年度 川崎市巡回相談・越年対策及びアフターケア事業事業者募集要項

1 事業概要・目的

本事業は、①川崎市内に起居するホームレスの生活場所に巡回相談員が赴き、生活・医療等に関する相談を行うとともに、ホームレスの生活状況や健康状況に応じて、ホームレス自立支援センターや生活保護制度、医療機関へつなぎ、ホームレスの自立支援を図る。

②年末年始期間において、ホームレスに対し、宿所、食事等を提供することで緊急的な援護を行うとともに、これを機会に自立意欲の向上を図り、適切な自立支援施策につなげる。

③自立支援センターを退所した者が、再び野宿に戻ることを防止し、安定した地域生活を継続できるように、相談員が利用者の居宅を訪問し、生活相談や健康相談等を実施するとともに、市営住宅や民間アパートを活用した地域生活訓練を実施するものである。

2 公募に関する事項

(1) 公募概要

ア 事業名

平成31年度 川崎市巡回相談・越年対策及びアフターケア事業

イ 事業内容

(ア) 巡回相談事業の実施

(イ) 越年対策事業の実施

(ウ) アフターケア事業の実施

ウ 契約予定期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

エ 実施場所

川崎市内

オ 業務規模概算額

巡回相談 21,064,000円

越年対策 5,176,000円

アフターケア 12,647,000円

合 計 38,887,000円

※巡回・アフターケアについては非課税

※越年対策については税込

カ 契約方法

公募型企画提案方式による特命随意契約

(2) 公募スケジュール

1月25日(金)		公募告知・質問受付
2月1日(金)	正午	質問締切
2月6日(水)	正午	参加意向申出書締切
2月14日(木)	正午	企画提案書等書類一式提出締切
2月21日(木)		受託予定者選定委員会開催
3月上旬		選考結果通知
4月1日(月)		契約予定日

(3) 参加資格

- ア 本運營業務委託の事業者募集に応募することができる事業者は、以下の要件を全て満たすもの
- (ア) 川崎市契約規則第2条規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (ウ) 当該契約年度の川崎市業務委託有資格者名簿において、当該契約に対応するとして定めた業種・種目に登録されている者。
 - (エ) 法人格を有する団体であること
 - (オ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと
 - (カ) 川崎市の入札契約における暴力団排除措置要綱に定める規定に抵触する法人ではないこと
 - (キ) 近隣他都市において、過去5年間に地方自治体からホームレスの相談事業の委託を受けた実績のある法人であること
- イ 本運營業務委託の事業者募集の応募は共同企業体も応募できるものとする。なお、共同企業体で応募を行う場合には、上記ア(ア)～(カ)を満たす法人で構成し、代表者は上記ア(キ)を満たす法人で構成すること。

(4) 応募手続き

本事業の受託を希望する事業者は、次の応募書類を作成の上、参加意向申出書一式(ア～ウ)は正本各1部を2月6日(水)正午までに、企画提案書等書類(エ～ク)については一式として綴り、正本1部、副本8部(複写可、A4版、横書き、左綴じ)を2月14日(木)正午までに持参により提出してください。

- ア 参加意向申出書(別紙1)
- イ 申立書(別紙2)
- ウ 誓約書(別紙3)
- エ 企画提案書(自由形式)
※ 企画提案書は「3(2)」の順に沿った形で全て記載してください。
- オ 概算見積書(自由形式)
- カ 定款または寄付行為等(自由形式)
- キ 事業者の概要、およびパンフレット等(自由形式)
- ク 役員名簿(自由形式)

(5) 留意事項

- ア 応募者が次の事由に該当したときは失格とします。
- (ア) 応募書類に虚偽の記載がある場合
 - (イ) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
 - (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 応募書類について内容の変更、又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではありません。
- ウ 応募に要する費用は応募者の負担とします。
- エ 提出された企画提案書は、受託予定者選考委員会後返却します。受託予定者に特定された場合は、契約時に必要となりますので、そのまま保管ください。
- オ 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退届(別紙4)を提出してください。
- カ 本事業の契約には契約書の作成を要します。
- キ 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とします。

(6) 質問の受付

ア 受付期間は、「2 (2)」に定めるとおりとします。

イ 質問方法は、質問書(別紙5)に記入の上、「2 (7)」に定める担当者に電子メールにて行うものとします。また、送信後に電話で担当者に質問書が到達したことを確認してください。

※ 質問自体を電話やFAXで行うことはできません。また、受付期間外に個別に質問を行うことはできません。

ウ 回答は、法人名を伏せた上で、随時、市のホームページ「平成31年度川崎市巡回相談・越年対策及びアフターケア委託事業の募集について」で公開します。

(7) 提出場所・問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地

パレール三井ビルディング13階 健康福祉局生活保護・自立支援室

TEL 044-200-2697

FAX 044-200-3929

E-mail 40hogo@city.kawasaki.jp

担当 大城・小内・渡辺

3 選考方法等について

(1) 選考方法

ア 提出された応募書類をもとに受託予定者選考委員会を行い、その選考委員の採点の最高得点業者を受託予定者として選定する。

イ 上記において同点の場合は、経費見積額が低い業者を受託予定者とする。

ウ 上記においてもなお決しない場合は、選考委員の審議により決定する。

エ 応募者が1業者のみの場合は、基準点を満たした場合、受託予定者とする。

オ 得点数は、選考委員5人の合計点で決定する。

カ 審査結果は書面にて通知する。

(2) 企画提案内容

次の企画内容を提案してください。

受託予定者は次の基準により評価する。

ア 巡回相談事業について【30点】

○ 市内のホームレスの現状について認識を示すとともに、路上で相談支援を行うにあたっての視点、注意すること、工夫できる点や手法などについて具体的な事例を交えて示すこと。特に、知的・精神障害や認知症が疑われる者などコミュニケーションの取りづらい者への対応、支援方法について示すこと。

○ 市内を網羅的かつ効率的に巡回するための具体的な巡回計画を職員体制とともに示すこと。また、市民からの問い合わせ、体調不良者の搬送、災害時の注意喚起や安否確認など、緊急案件発生の際の随時の対応について連絡体制等も含めて提案すること。

イ 越年対策事業について【20点】

○ 市内のホームレスにもれなく本事業を周知し、利用を促すための効果的な手法についてスケジュールを含めて提案すること。

○ 本事業の運営のための職員体制について夜間帯を含めて示すとともに、限られた期間

の中で利用者の自立意欲の向上を図り、自立支援施策につなげるために有効な手法を具体的に提案すること。

ウ アフターケア事業について【20点】

- 事業利用者一人ひとりの課題に応じた効果的な支援について、支援のタイミングや内容を含め提案すること。なお、提案にあたっては、利用終了後も継続的な地域生活に結びつくように留意すること。併せて、支援の進捗状況や支援結果の見える化について提案すること。

- 地域住民からの利用者への苦情予防や苦情解決の取組みについて、提案すること。

エ 本事業の運営体制について【10点】

- 配置される職員の資格や経験について示すこと
- 生活保護・自立支援室、福祉事務所及びその他関係機関との連携体制を示すこと

オ その他【20点】

- 会社概要、及びホームレスの相談に係る事業の過去の実績（5年以内）を示すこと
- 安全管理について、危機管理体制、事故が生じた場合の対応手法、個人情報に関する管理手法、事案発生時の責任所在について示すこと
- 予算見積もりを示すこと

4 その他

- (1) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (2) その他、本要項に定めのない事項については、川崎市と協議するものとします。
- (3) 委託契約書及び契約に係る仕様書については、業者選定後、別途定めます。